

木津川市大規模小売店舗立地に関する意見聴取会議

議事録（第2回）

日 時：平成19年6月28日（木）
午後1時30分から

出席者（8名）

深山委員・片田委員・松岡委員・渡邊委員・大倉委員・廣川委員・
白山委員・木下委員

欠席者（1名）

水野委員

事務局（3名）

奈良課長・高味課長補佐・諸井主任

1. 開会 午後1時30分
2. 開会あいさつ（廣川会長）
各委員からの意見を整理、集約したい。
各委員の意見書（別添資料1）の配布。
3. （仮称）ガーデンモール木津南新設届出に関する各委員の意見について
別添資料2より朗読をもって説明。（事務局 高味）
4. 意見交換

会 長： 今説明のあった事項について、表現、文言を含めてまとめていきたい。
交通環境対策についてまとめたい。

第1回目の会議においても意見のあった出入口についての意見をお願いします。

片田委員： 資料2のアの「出店計画の指導を強く求める」とあるが、どこに指導を求めるのか。

会 長： 府からミキシングに求めるものである。

片田委員： 道路に関しては、ミキシングに言えないのでは。

会 長： ミキシング出店に際して、生活環境の変化に対するすべてを含めて、府に意見書を提出するものである。その意見書を府の審議会が判断して、この道路事情ではだめであるので、道路事情は、改善しなさい等の指導がある。

大店は出店するに際して、どのような影響があるのか、地元住民や市町村の意見を踏まえ、府が指導することとなる。

深山委員： 木津川市は、指導しないのか。

事務局： 市としては、現在に至るまで指導は行っている。

深山委員： 先般のミキシングの説明では、現在の計画を変更する意志は見受けられない答弁があったように感じている。

ミキシングに対応可能な事項を具体的な意見としてまとめるのか。

ミキシングが対応してくれるのか、心配している。

会 長： 立地法では、届出を出され、地元説明会を開催され、意見がなければ、届出後、8カ月後にはオープンされることとなる。

個人的には、大型店の出店に際しては、近隣方々が一番困られている。

大型店の出店に伴い環境問題で納得がいかない場合、立地法では、住民運動しかないと思うが、多くの住民の方々を巻き込んで、運動する必要がある。

大型店は、法律を遵守して出店をしている。何処でも、問題になっているのは、交通問題であり、その他もほとんど類似の問題である。

この聴取会議で、事細かく意見を提出するのか。一点集中で意見を提出するのか検討して頂きたい。意見は、地元の思いを素直に提出すればよいと思う。

大切なのは、工事着工後又は、開業後、ミキシングに住民対策室を設けてもらい定期的に協議をする旨の内容を意見とし、徐々に交渉を進めるほうが良いと思う。

開店してからのの方が重要である。

事務局： イオンの対応について経過報告。

交通問題もポイントであった。 23項目の意見書を提出した。

府の審議会委員は現地調査もして頂いている。

開店までに関する意見については、一定整理された。

片田委員： 交通対策が意見メインになると思う。法的に問題の無い物件であると思われるため、ミキシングも改善する気持ちが少ないように思われる。

本意見を提出することにより、府の権限はどこまであるのか教えてほしい。

大倉委員： イオンに対してもどこまで、意見が反映されているのか。

聞いてくれる可能性の高い意見を整理して提出したほうがよいのか。

資料2をもう一度まとめ直し、同じような内容をうまく整理し、絞り込んではどうか。

○ 深山委員： 具体的な内容を意見として提出してはどうか。

大倉委員： 資料2を見ても、各委員はよく似た意見をお持ちであるように思われる。

片田委員： 委員の思いは、交通対策だと思うが、漠然と意見を提出しても伝わらないのではないのか。 それなら具体的な案を意見として提出してはどうか。

私の意見書にあるような意見も提出は可能なのか。

事務局： 図面での意見も可能である。

松岡委員： ミキシング出店については、用途地域の変更が問題である。

道路の変更もしないで、学研施設用途から商業用途に変更したため、道路問題が発生している。

道路問題が解決しないと話は前に進まない。 安全対策部会の設置をお願いする。

○ その部会で解決を図る必要がある。道路問題は、機構、市、公安、地元が一つのテーブルで協議する必要がある。

会 長： それは、市に対する要望か。

道路問題解決に関係機関が一つのテーブルで協議するのは理想であるが、商業施設の立地については、3法に基づいて出店しているため、この会議で対応するのは難しい。対応するなら、住民でしかないし、順序を踏んで行くしかないと思われる。

この会議で箱（安全対策部会）を作れといわれ、企業に参加要請をしても、企業は、利益を優先するため、企業は参加しないと思う。

聴取会議では、交通問題を中心にと意見があれば、その方向で進めることは可能である。 開店時間等については、意見を出しても法的に認められているので、出店者の意向どおりとなる。

深山委員： 意見を出された方に意見を聴いてはどうか。

会 長： 各委員の意見書内容等を報告いただきたい。 大倉委員お願いしたい。

大倉委員： 資料2の交通環境対策のア～サについては、2～3種類にまとめられるのではな

いかと思う。

社員駐車場も来客駐車場に活用できないかと思われる。もう少し考えられると思われる。

深山委員： ガードマンの設置については、ミキシングの対応が硬化であると感じたので、出来そうなことを提案した。

木下委員： 出店を心待ちにしておられる方は多いと思われる。

開店当初は、大変であろうと思われるが、10日後は問題ないようと思われる。

大切なことは、開店当初であると思われる。

少し離れた方は、道路問題に関しては、あまり興味がないようである。

松岡委員： 7・8丁目の吉村事務局長の発言を許可願いたい。

会 長： 許可する。

吉村参考人： 1回目の住民説明会から出席しているが、通常の大店法とは少し変わっているところがある。 当初の研究所用地から商業用地に変わっていることがある。

研究所用地の道路計画が商業用用地に変わっている。

解決出来ないのは、道路問題である。

本来の都市計画から考えるとこの計画はなくすべきである。しかし、機構、市が関わって来ているなら、住民を含めた3者で、安全をどうするのかを協議しない限り、協議は進まないと思ったため、作業部会を作り解決せよという意見を出していただきたい。

深山委員： 作業部会を聴取会議で作れるのか。

会 長： 意見書の中で作業部会を作れと言う意見であれば可能である。

事務局： この意見は、府の協議会で協議されることとなり、意見をだしても、事業者が対応しなければ出来ない話である。

会 長： この意見聴取会議は、出店者の計画に対しての意見を取りまとめるものであり、意見聴取会議内で、作業部会の組織は無理である。

吉村参考人： ガードマンの設置は、ミキシングであるが、小学校前のカードレール設置は、機構である。

事務局： 小学校前の歩道整備は、機構である。

松岡委員： 7月9日に府に意見を出せばこの徴収会議は、終了するのか。

事務局： そのとおり。

松岡委員： その結果はどのようになるのか。 このような議論を引き続き協議するのはだれが行うのか。

大倉委員： イオンの場合も結果はなかった。

片田委員： 日を改めて、何度か現地を確認した際、道路に面しておられる方から、不安半分、期待半分だとおっしゃった。

意見書を提案する際、都市計画上は、問題ないと思った。そして、出口の車の分

散を提案している。左折アウトで小学校にまわしても問題が無いと思われる。

しかし、住宅地内の道路進入は、絶対に阻止したい。と提案している。

会長： アルプラザ木津の出口については、ガードマンを常設し、うまく対応してもらっている。

渡邊委員： 今日、意見をまとめるために来たのに、まとまっていない。

交通環境対策については、2～3にまとまると思われる。

小学校前のガードレール設置については、校長から機構にお願いして頂いている。

出店前には、子供達に危険を認識してもらうことも必要であることから、歩道整備は早急をお願いしたい。

オープン後の協議も必要である。環境は良くなる。悪くなることから、いまから準備する必要はある。

会長： 交通問題がメインと思われる。ぜひ、加えてほしい内容があれば、お願いしたい。

友田氏： 1丁目の意見の発言を許可願いたい。

会長： 手短に願います。

友田参考人： 協議会は建設を反対していない。協議会は、環境より、子供達の命を守ってほしい。未就学の子供が多いため、1・2丁目の地区内は子供達が駆け回っている。

このような所に、車が入って来れば、子供達が交通事故に巻き込まれることは確実である。右折出庫で車が渋滞した場合、抜け道として、区域内道路に車が進入してくる。現状でも出会い頭の事故がある。

未就学の子供達が、道路でいっぱい遊んでおり、車が入ってくれば、遊べない。家から外へ出られなくなる。何のために州見台に引っ越してきたのかわからない。

州見台に引っ越して来たのは、ここであれば、子供達をのびのび遊ばせられる、家まで走って、友達同士でいっぱい遊ばせると思った。

地域の方は、30代前半でそのような思いで買われた方ばかりである。

そのような事情を大事に考えてほしい。私たちは、自分たちの環境よりも、子供の命を一番に考えて今もやってきている。

出店は、反対していない。

ミキシングとの協議もしているが、今まで決まったことなので、変えられないとの回答であり、私たちも色々な案を提案したが、出来ないとの回答だけである。

吉村参考人： 1・2丁目協議会の気持ちであり、ミキシングと協議しても、ミキシングには、限界がある。前面道路の歩道整備が何時できるのか。整備が出来れば、左折出庫も可能であるが、確定しないことばかりである。

会長： 気持ちは理解出来る。しかし、立地法上限界がある。

地元市の意見として、どこまで集約するのかむづかしい。

大倉委員： 機構との協議が必要であるなら、議員さんも来ておられるので、機構に対して、出てきて、住民と協議できるのではないかと。

吉村参考人： 機構だけが出てくれば、犯人となるため、責任は機構にある。

解決にはつながらない。 そのため、この会に権限はないかもしれないが、この会に市長、機構、地元が集まり、3月まで、オープンまで工事をやりなさい。という流れをつけてほしい。

大倉委員： この会にそのような権限はないと思います。

吉村参考人： 作業部会を作りなさいと言ってほしい。

大倉委員： 作業部会を作るより、市長、議員を引っ張っていき、機構に直談判する方が早いと思う。

吉村参考人： 機構とは、別協議をしている。本件については、責任（研究用途から商業に変更した）を問わないことを前提に協議をしたい。 そういう会を作ってほしい。歩道整備は、お金を持っている機構しかできない。

会 長： 今の議論は、要望である。この会議は、要望でなく出店に関しての市の意見をまとめる場である。

要望については、聴取会議の中で、ミキシングに対して、要望書の形であれば、可能であると思われる。

意見書の内容については、次回にまとめる。

要望書は可能か。

大倉委員： 要望は、要望でそれぞれ言うべきである。

白山委員： イオンの場合も町は町の意見として、会議でまとめられ、提出した。

個人の意見は、個人で意見が提出できるのではないのか。

吉村参考人： 住民側で協議会を作るのは大変である。

会 長： いきなり組織作りは、大変である。 個々の意見は、府に提出が出来るのだから、意見は提出するべきである。今できることをするべきである。

今、おっしゃったことをそのまま意見にして、府に出されたら良いと思う。地元住民として。 そうすれば、京都府も審議するのではないか。

事務局： 府は、共通問題であると認識すると思われるため、個人的な意見も提出されれば良いと思う。

会 長： それぞれの団体、個人が動かないと効果はないと思う。

ミキシング、機構、住民を含めた協議が出来る場を提示してほしい。という内容を意見として入れることは可能である。

その内容で委員の方は了解して頂けるか。

全委員： 了解。

会 長： 意見をどのようにまとめるかである。

大倉委員： 交通問題を要約してまとめればどうか。

会 長： 7月9日に京都府に提出することとなるため、今回は、7月3日とする。

事務局 : 次回まで、本日の意見を集約して、取りまとめるが、道路関係については、市の道路部局及び公安等の協議も既にされて、立地法の届出がなされているところもあり、協議済みの部分については、協議済みという判断を聴取会議もしていただきたい。

ある程度の(交通問題)の再検討という表現になるのか、個人的には、2つの入口に1つ出口は、計算が合わないと思っている。現状も確認をしていただいております、出入口に関連する法令もあり、府に提出した意見については、ほぼ原文が、京都府のホームページに掲載、公開されます。

今回の意見については、出入口、交通安全、ガードマンの設置などが大きな柱であると思う。

市(行政)の表現方法でまとめてみる。そのまとめたものに対して意見をいただくという方向で、今回は望みたい。

会長 : その方向で良いか。

○ 各委員 : 了解。

○